

平成28年度文部科学省委託事業
第2回加盟団体連絡会議 兼ドーピング防止研修会

2017年禁止表国際基準のポイント

加盟団体連絡会議運営委員会
委員長 山澤 文裕

2017年禁止表国際基準

2017年1月1日発効

世界アンチ・ドーピング規程の4.2.2条に従い、すべての禁止物質は「**特定物質**」として扱われる。但し、禁止物質S1, S2, S4.4, S4.5, S6.aおよび**禁止方法**M1, M2およびM3は除く。

常に禁止される物質と方法 (競技会(時)及び競技会外)

禁止物質

S0. 無承認物質

S1. 蛋白同化薬

1. 蛋白同化男性化ステロイド薬(AAS)
2. その他の蛋白同化薬

**S2. ペプチドホルモン、成長因子、
関連物質および模倣物質**

S3. ベータ2作用薬

S4. ホルモン調節薬および代謝調節薬

S5. 利尿薬および隠蔽薬

禁止方法

M1. 血液および血液成分の操作

M2. 化学的および物理的操作

M3. 遺伝子ドーピング

競技会（時）に禁止される物質と方法

前文S0～S5、M1～M3に加えて、以下のカテゴリーは**競技会（時）**において禁止される。

禁止物質

S6. 興奮薬

- a. 特定物質でない興奮薬
- b. 特定物質である興奮薬

S7. 麻薬

S8. カンナビノイド

S9. 糖質コルチコイド

特定競技において禁止される物質

P1. アルコール

競技会(時)に限って禁止される。
ドーピング違反が成立する閾値は
血中アルコール濃度 0.10 g/L と同等の濃度。

P2. ベータ遮断薬

競技会(時)に限って禁止される。
指示がある場合は、競技会外においても禁止。

2017年禁止表 主要な変更の要約

S1. 蛋白同化薬

- 内因性に低濃度生成されるボルデノン、ボルジオン、19-ノルアンドロステンジオン、ナンドロロンをS1.bへ移動。
- 禁止物質の内容に変化はない。

S2. ペプチドホルモン、成長因子、関連物質および模倣物質

- 赤血球新生刺激物質の範囲の拡大。GATA阻害薬、トランスフォーミング増殖因子(TGF)β阻害薬を追加。
- モリデュスタットをHIF安定薬の例に追加。

2017年禁止表 主要な変更の要約

S3. ベータ2作用薬

選択的および非選択的ベータ2作用薬の例を追加。

ヒゲナミンは非選択的ベータ2作用薬であり、**栄養補助食品、のど飴、漢方薬**にも含まれていることがある。

吸入サルブタモール 24時間で最大1600 μ g、**12時間ごとに800 μ gまで**

吸入ホルモテロール 24時間で最大54 μ gまで

吸入サルメテロール 24時間で最大200 μ gまで

S6. 興奮薬

リスデキサンフェタミン(アンフェタミンの不活性型プロドラッグ)を追加

S7. 麻薬

投与後に、モルヒネに変化するオピオイド作用薬であるニコモルフィンを追加

2017年監視プログラム

主要な変更

2. 麻薬： 競技会(時)のみ： **コデイン**、ミトラギニン、
トラマドール
3. 糖質コルチコイド：
 - ・競技会(時)(経口使用、静脈内使用、筋肉内
使用または経直腸使用以外の投与経路)
 - ・競技会外(すべての投与経路)
5. ベータ2作用薬：競技会(時)および競技会外：
ベータ2作用薬同士の組合せ

赤字:2017年禁止表で追加されたもの

まとめ

1. 今回は種々の改訂がありましたので、ご注意ください。
2. 禁止表は期中に改訂される可能性があります。
JADAウェブサイトを確認してください。